

平成26年度事業報告書

一. 本協会の管理運営に関する事項

1. 土地家屋調査士法施行規則に基づく諸手続

平成26年9月17日 東調協発第90号にて「会計年度終了に伴う報告書の提出について」を東京法務局長宛提出

2. 運営の合理化

- (1) 従たる事務所設置規則の一部改正
- (2) 支所設置規則の一部改正
- (3) 役員等報酬・手当規則の一部改正
- (4) 社員総会議事運営規則の一部改正
- (5) 入会及び退会等に関する規則の一部改正
- (6) 役員等候補者に関する規則の一部改正
- (7) 従たる事務所運営規程の一部改正
- (8) 支所運営規程の一部改正
- (9) 会計処理規程の一部改正
- (10) 業務取扱規程の一部改正
- (11) 業務処理費規程の制定
- (12) 理事会等議事規程の制定
- (13) 測量等ソフト貸出規程の一部改正
- (14) 事務局規程の一部改正
- (15) 申合せ事項の一部改正
- (16) 役員給与支払いに関する申合せ事項の制定
- (17) オンラインストレージ使用に関する申合せ事項の制定
- (18) ハラスメント行為防止に関する申合せ事項の制定

二. 会務一般に関する事項

1. 社員数及び異動状況

期 首	平成26年4月1日	553名
		8法人
期中入会者		19名
		3法人
期中退会者		31名
		0法人
内 訳	退 会	20名
		0法人
	資格喪失	11名
期 末	平成27年3月31日	541名
		11法人

2. 本協会の機関

役 員 (定款第24条)

理 事 9名 (うち、役付理事：理事長1名、副理事長1名、常任理事2名)

監 事 2名

理事会構成員 (定款第32条)

理事全員 9名

常任理事会構成員 (理事会等議事規程第19条)

役付理事全員 4名

理事会の業務分掌（事務処理規則第2条）

総務部 4名 副理事長1名、常任理事1名、理事2名

業務部 4名 常任理事1名、理事3名

各種委員会（事務処理規則第6条）

諸規程等改正委員会 7名

各省連携地籍整備対応プロジェクトチーム 7名

運用基準等業務処理研究委員会 7名

選挙管理委員会（役員等候補者に関する規則第6条） 14名

3. 従たる事務所（定款第39条、従たる事務所設置規則第1条）

支所（定款第40条、支所設置規則第1条）

5従たる事務所

27支所

（内訳は5頁別表「従たる事務所又は支所別社員数及び異動状況」のとおり）

4. 事務局

職員 4名

5. 会議

社員総会 1回

理事会 14回

常任理事会 5回

部会

総務部会 7回

業務部会 6回

総務部・業務部合同部会 6回

経理打合せ 4回

中間・期末監査 2回

支所長会議 2回

会計担当者会同 1回

社員研修会 1回

新春交礼会 1回

総会正副議長予定者との打合せ 1回

諸規則等改正委員会 1回

選挙管理委員会 1回

各省連携地籍整備対応プロジェクト会議 4回

運用基準等業務処理研究委員会 5回

顧問弁護士との打合せ 2回

顧問税理士との打合せ 4回

東京土地家屋調査士会との面談 1回

東京土地家屋調査士会正副会長と本協会正副理事長の打合せ 1回

東京土地家屋調査士会広報事業部との意見交換会 1回

東京土地家屋調査士会業務部との意見交換会 2回

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との打合せ 1回

関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会

連絡協議会理事長会議 3回

三. 事業計画に基づく業務執行状況

アベノミクスやオリンピック、パラリンピック招致決定やデフレ脱却を掲げた景気浮上への積極財政展開の成果も今一つ不透明な社会経済情勢下に於いて、本協会に与えられた使命を全うし、時代の要請に応えられる組織にすべく従たる事務所長や支所長をはじめ社員の方々の協力を得て運用基準及び地籍調査員講座等の見直しに着手した。

1. 基本方針

基本方針 1 「一般社団法人への移行を機に本協会の設立、趣意、理念を再確認し、意識、組織改革に努め、これを基として協会の将来構想を構築する。」

基本方針 2 「変化する社会経済の動向に臨機応変に対応し、協会自らの道を開いて行ける力を養うよう努める。」

基本方針 3 「官公署等の発注状況を調査し、これに対する対応を検討し協会の持てる能力の開発と業務の創造に努める。」

基本方針 4 「本協会の培われた伝統を受け継ぎながら将来に向けて革新をし、本協会の次代を担う社員の育成に努める。」

本年度掲げた基本方針に従い、具体的に部門計画を立案し、それにならって諸活動を行った。

2. 部門計画

総務部

総務担当

(1) 一般社団法人としての運営及び組織の強化

昨年度から今年度まで開催された「諸規則等改正委員会」での答申書をもとに理事会にて諸規則等改正の決議を行い、これを取りまとめて、平成26年8月27日に開催した第一回支所長会議で説明をした。

(2) 協会制度の広報

東京土地家屋調査士会の登録証交付式に正副理事長が列席し、新規登録会員に本協会のPRを行い、本協会への加入を呼びかけた。

(3) 本協会社員の帰属意識の向上

HP更新、メールによる各従たる事務所長及び支所長への情報発信を行い、情報の速やかな伝達と帰属意識の向上に努めた。

(4) 従たる事務所設置の推進

昨年までに設置された練馬従たる事務所、国分寺従たる事務所、八王子従たる事務所、品川従たる事務所の4事務所に加えて、杉並従たる事務所が設置された。従たる事務所登記完了後の東京電子自治体共同運営サービスへの登録については、事務局職員を派遣し、登録作業を行わせるよう手配し、初期設定の負担軽減に努めた。

(5) 「災害復興まちづくり支援機構」への参画

昨年度同様、担当理事を2名として各種事業に協力した。今年度も運営委員会に担当理事を派遣した。

(6) 業務部と連携しての内部体制構築の具体化

今年度から試験的に総務部も官公署担当を受け持ち、業務部との意見交換を積極的に行った。

総務部・業務部で各部の問題を討議する為の合同部会を行った。また、業務管理代行の積極的活用を図った。

経理担当

(1) 適正な経理事務の徹底

現金預金出納帳により毎月の従たる事務所及び支所の収支を確認した。
経理事務について顧問税理士と相談し効率化の検討をした。
従たる事務所及び支所の所持金について2月末に清算作業を行った。

(2) 公益法人新会計基準（平成20年）の徹底

引続き公益法人新会計基準（平成20年）の徹底に努めた。

(3) 経費削減と予算管理の徹底

予算要望書により従たる事務所及び支所への送金の適否を確認する体制を引続きとり、従たる事務所及び支所からの予算要望に対して適正な支出となるように指導した。また、協会全体の予算管理を徹底し、経費削減に努めた。

(4) 適正な費用弁償率の検証

今年度の費用弁償比率を経費の面から検討した。

業務部

(1) 受託業務の迅速処理の徹底

昨年度から引続きメールを活用し配分等の連絡を行っているがメール未利用の社員に対してはFAX・電話での対応を行った。

(2) IT化による業務管理の強化

WEBサーバーを変更し、各従たる事務所・支所・PT等グループ別にID・パスワードを発行し、情報共有に役立つシステムを構築した。

(3) 運用基準に基づく適正な積算の徹底

運用基準等業務処理研究委員会を立上げ、検討した。今年度の社員研修会で発表し、社員に対して数量算出等の統一を図った。

(4) 競争入札への対応（内訳は9頁「入札参加状況表（平成26年度）」のとおり）

入札情報サイトの登録を行い、業務担当理事・事務局で担当曜日を決め、毎日検索し、入札公告情報の取得に関しての漏れはほとんどなくなった。
官公署等からの要請に応え、積算協力を行った。

(5) 業務処理研修の実施

平成26年11月25日に運用基準と法第14条地図作成作業社員研修会を実施した。

(6) 法第14条地図作成作業及び地籍調査業務等、地図作成事業の受託体制の確立

- 1) 法第14条地図作成作業は、江東区南砂五丁目地区、板橋区仲宿及び板橋三丁目の一部地区を受託し完了した。
- 2) 地籍調査事業は、杉並区（関東地方整備局発注3件）、墨田区、板橋区、八王子市（各自治体発注）を受託し完了した。
なお、不落札ではあるが小平市（関東地方整備局発注）の案件に際し、入札参加を行った。
- 3) 入札参加に必要な資格（地籍主任調査員・地籍工程管理者・測量士・地理空間情報専門技術認定）の紹介を行った。
- 4) 地籍調査支援システム（ソフト）を2台増設し、計3台とし業務処理の効率化を図った。

(7) 官公署等の職員等に向けたシンポジウムの開催

本協会での開催は行っていないが、平成27年7月31日開催のしずおか境界シンポジウムに参加した。

また、平成27年3月14日開催の地籍問題研究会に講師を派遣した。

(8) 司法書士協会との共同活動

官公署向けに本協会・日本土地家屋調査士会連合会のリーフレットと併せ、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会のリーフレットを配布し受託推進活動を行い、共同で入札に参加した。

(9) 支所との連携について

葛飾支所から新規業務の相談があり、区役所へ理事を派遣した。

台東支所から地籍調査事業の入札について質問があったため、業務部会へ招き意見交換をした。

(10) 東京土地家屋調査士会との連携

平成26年5月及び平成27年1月に東京土地家屋調査士会（業務部、広報事業部）と官公署発注業務の入札条件、法第14条地図作成作業等に関する意見交換をした。

都議会自民党との意見交換会及び公明党、民主党への予算要望ヒアリングに出席した。